

戸籍の振り仮名通知書が届いたら 必ず確認をお願いします !!

令和7年5月26日に「改正戸籍法」が施行されたことにより、戸籍の氏名に振り仮名が記載されます。最上町に本籍がある方へ8月から随時「戸籍に記載される振り仮名の通知書」が郵送されていますので、内容を確認し、必要があれば手続きをお願いします。

通知書に記載されている振り仮名は正しいですか？

※令和7年5月26日現在の戸籍をもとに通知しています。



振り仮名が**正**しい！

届出の必要はありません

令和8年5月26日以降、通知された振り仮名が戸籍に記載されます。

振り仮名が誤っている

令和8年5月25日までに、役場窓口またはマイナポータルを利用したオンライン申請で必ず届け出をしてください。

※小さい「ヤ」「ユ」「ヨ」「ツ」が正しい振り仮名にもかかわらず、大きいカタカナで記載されている場合は、届出をお願いします。

住民票の情報を参考に作成された「戸籍に記載される振り仮名の通知書」が、原則として戸籍の筆頭者宛に郵送されます。この通知書は戸籍単位で郵送され、戸籍内で同じ住所の方は1通につき4名まで記載されます。戸籍内で別住所の方は、別途通知書を郵送します。

一部の方は、封筒により通知書を送付する場合がありますのでご了承ください。

最上町役場 町民税務課 町民生活室
電話 0233 (43) 2012

戸籍の振り仮名の届出について

■「氏の振り仮名の届」の届出人は誰ですか？

原則として筆頭者が単独で届出します。筆頭者が除籍されている場合には、その配偶者、配偶者も除籍されている場合はその子が届出人になります。

■「名の振り仮名の届」の届出人は誰ですか？

各個人での届出となります。18歳未満の場合は、いずれの親権者から届出となります。ただし、15歳以上18歳未満については、自身で届出をすることもできます。

■届出をしない場合はどうなりますか？

令和8年5月25日まで届出がなかった場合、市区町村の職権で通知された氏名の振り仮名が戸籍に記載されます。

戸籍に記載される振り仮名の通知書

誤っている場合は必ず届出をしてください

届出をしなくても、令和8年5月26日以降に、この通知に記載された振り仮名がそのまま戸籍に記載されます。

本籍	〇〇県〇〇市〇〇12345番
----	----------------

【氏の振り仮名】

氏	法務
振り仮名	ホウム
氏の振り仮名の届出が可能な方	法務 太郎 様のみ

【名の振り仮名】

①	名	太 郎
	振り仮名	タロウ
②	名	京 子
	振り仮名	キョウコ
③	名	正
	振り仮名	タダシ
④	名	ゆり
	振り仮名	ユリ

①～④の方が個別に届出可能です。
(未成年者については、親権者からの届出も可能です。)

正しい場合は、届出をしなくても通知のとおり戸籍に記載されるから安心だよ！



詐欺にご注意!!

フリガナの届出に、お一人あたり
〇万円振り込んでください





フリガナの届出をしないと、罰金を
払わないといけませんよ!!

え？そうなの？

フリガナの届出に手数料はかかりません！

フリガナの届出をしなくても、罰則はありません！